

土壤の汚染に係る環境基準について

平成3年8月23日

環境庁告示第46号

改正平成5環告19・平成6環告5・平成6環告25・平成7環告19・平成10環告21・平成13環告16・平成20環告46・平成22環告37・平成26環告44・平28環告30・平30環告77

公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第9条の規定に基づく土壤の汚染に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項による土壤の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準(以下「環境基準」という。)並びにその達成期間等は、次のとおりとする。

第1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土壤の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 3 1の環境基準は、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の別表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壤については、適用しない。

第2 環境基準の達成期間等

環境基準に適合しない土壤については、汚染の程度や広がり、影響の態様等に応じて可及的速やかにその達成維持に努めるものとする。

なお、環境基準を早期に達成することが見込まれない場合にあっては、土壤の汚染に起因する環境影響を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

別表

| 項目 | 環境上の条件 | 測定方法 |
|---------|---|---|
| カドミウム | 検液1Lにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米1kg につき 0.4 mg以下であること。 | 環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55 に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和 46 年6月農林省令第 47 号に定める方法 |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと。 | 規格 38 に定める方法(規格 38.1.1 に定める方法を除く。) |
| 有機燐(りん) | 検液中に検出されないこと。 | 昭和 49 年9月環境庁告示第 64 号付表1に掲げる方法又は規格 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメタンにあっては、昭和 49 年9月環境庁告示第 64 号付表2に掲げる方法) |
| 鉛 | 検液1Lにつき 0.01mg 以下であること。 | 規格 54 に定める方法 |
| 六価クロム | 検液1Lにつき 0.05mg 以下であること。 | 規格 65.2に定める方法(ただし、規格 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本工業規格K0170-7 の 7 の a)又は b)に定める操作を行うものとする。) |
| 砒(ひ)素 | 検液1Lにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壤 1 kg につき 15mg 未満であること。 | 環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、規格 61 に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和 50 年4月総理府令第 31 号に定める方法 |
| 総水銀 | 検液1Lにつき 0.0005mg 以下であること。 | 昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表1に掲げる方法 |

| 項目 | 環境上の条件 | 測定方法 |
|---------------------------------|--------------------------------------|---|
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 | 昭和46年12月環境庁告示第59号付表2及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法 |
| PCB | 検液中に検出されないこと。 | 昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法 |
| 銅 | 農用地(田に限る。)において、土壤1kgにつき125mg未満であること。 | 昭和47年10月総理府令第66号に定める方法 |
| ジクロロメタン | 検液1Lにつき0.02mg以下であること。 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| 四塩化炭素 | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。 | 平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法 |
| 1,2-ジクロロエタン | 検液1Lにつき0.004mg以下であること。 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 検液1Lにつき0.1mg以下であること。 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 検液1Lにつき0.04mg以下であること。 | シス体にあっては日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあっては日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法 |

| 項目 | 環境上の条件 | 測定方法 |
|------------------|--------------------------|---|
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 検液1Lにつき1mg 以下であること。 | 日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5に定める方法 |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | 検液1Lにつき 0.006mg 以下であること。 | 日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5に定める方法 |
| トリクロロエチレン | 検液1Lにつき 0.03mg 以下であること。 | 日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5に定める方法 |
| テトラクロロエチレン | 検液1Lにつき 0.01mg 以下であること。 | 日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5に定める方法 |
| 1, 3-ジクロロプロパン | 検液1Lにつき 0.002mg 以下であること。 | 日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法 |
| チウラム | 検液1Lにつき 0.006mg 以下であること。 | 昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表4に掲げる方法 |
| シマジン | 検液1Lにつき 0.003mg 以下であること。 | 昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表5の第1又は第2に掲げる方法 |
| チオベンカルブ | 検液1Lにつき 0.02mg 以下であること。 | 昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表5の第1又は第2に掲げる方法 |
| ベンゼン | 検液1Lにつき 0.01mg 以下であること。 | 日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法 |
| セレン | 検液1Lにつき 0.01mg 以下であること。 | 規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法 |
| ふつ素 | 検液1Lにつき 0.8mg 以下であること。 | 規格 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格34.1c(注(6)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が |

| 項目 | 環境上の条件 | 測定方法 |
|------------|-------------------------|--|
| | | 共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表6に掲げる方法 |
| ほう素 | 検液1Lにつき1mg 以下であること。 | 規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法 |
| 1, 4-ジオキサン | 検液1Lにつき 0.05mg 以下であること。 | 昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表7に掲げる方法 |

備考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び1mg を超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び3mg とする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

付表

検液は、次の方法により作成するものとする。

1 カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、アルキル水銀、PCB及びセレンについては、次の方法による。

(1) 採取した土壤の取扱い

採取した土壤はガラス製容器又は測定の対象とする物質が吸着しない容器に収める。試験は土壤採取後直ちに行う。試験を行えない場合には、暗所に保存し、できるだけ速やかに試験を行う。

(2) 試料の作成

採取した土壤を風乾し、中小礫、木片等を除き、土塊、団粒を粗碎した後、非金属製の2mmの目のふるいを通過させて得た土壤を十分混合する。

(3) 試料液の調製

試料(単位g)と溶媒(純水に塩酸を加え、水素イオン濃度指数が5.8以上6.3以下となるようにしたもの)(単位ml)とを重量体積比10%の割合で混合し、かつ、その混合液が500ml以上となるようにする。

(4) 溶出

調製した試料液を常温(おおむね20°C)常圧(おおむね1気圧)で振とう機(あらかじめ振とう回数を毎分約200回に、振とう幅を4cm以上5cm以下に調整したもの)を用いて、6時間連続して振とうする。

(5) 検液の作成

(1)から(4)の操作を行って得られた試料液を10分から30分程度静置後、毎分約3,000回転で20分間遠心分離した後の上澄み液を孔径0.45μmのメンブランフィルターでろ過してろ液を取り、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする。

2 ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン及びベンゼンについては、次の方法による。

(1) 採取した土壤の取扱い

これらの物質は揮発性が高いので、採取した土壤は密封できるガラス製容器又は測定の対象とする物質が吸着しない容器に空げきが残らないように収める。試験は土壤採取後直ちに行う。試験を行えない場合には、4°C以下の冷暗所に保存し、できるだけ速やかに試験を行う。ただし、1,3-ジクロロプロペンに係る土壤にあっては、凍結保存するものとする。

(2) 試料の作成

採取した土壤からおおむね粒径5mmを超える中小礫、木片等を除く。

(3) 試料液の調製

あらかじめかくはん子を入れたねじ口付三角フラスコに試料(単位g)と溶媒(純水に塩酸を加え、水素イオン濃度指数が 5.8 以上 6.3 以下となるようにしたもの)(単位 ml)とを重量体積比 10%の割合となるようにとり(注1)(注2)、速やかに密栓する。このとき、混合液が 500ml以上となるようにし、かつ、混合液に対するねじ口付三角フラスコのヘッドスペースができるだけ少なくなるようにする。

(4) 溶出

調製した試料液を常温(おおむね 20°C)常圧(おおむね1気圧)に保ちマグネチックスターで4時間連続してかくはんする(注3)。

(5) 検液の作成

(1)から(4)の操作を行って得られた試料液を 10 分から 30 分程度静置後、ガラス製注射筒に静かに吸い取り、孔径 0.45 μm のメンブランフィルターを装着したる紙ホルダー(用いるメンブランフィルターの直径に適合するものであってステンレス製又はこれと同等以上の材質によるもの)を接続して注射筒の内筒を押し、空気及び始めの数 mlを排出し、次に共栓付試験管にろ液を分取し、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする(注4)。

(注1) 使用するねじ口付三角フラスコに使用するかくはん子を入れ質量を測定する。これに水を満たして密栓し、その質量を測定する。前後の質量の差からねじ口付三角フラスコの空げき容量(単位 ml)を求める。一度空げき容量を測定しておけば、同一容器及び同一かくはん子を用いることとすれば毎回測定する必要はなく、2回目以降はその空げき容量を用いてよい。

(注2) 試料1g当たりの体積(ml)を測定し、(注1)により求めた空げき容量からヘッドスペースを残さないように加える水の量を調整してもよい。

(注3) 試料と水が均一に混じってかくはんされるようマグネチックスターを調整すること。また、試料液が発熱しないようにすること。

(注4) ろ液の分取後測定までの操作中、測定の対象とする物質が損失しないように注意すること。

3 有機燐(りん)、チウラム、シマジン及びチオベンカルブについては、次の方法による。

(1) 採取した土壤の取扱い

採取した土壤はガラス製容器又は測定の対象とする物質が吸着しない容器に収める。試験は土壤採取後直ちに行う。試験を行えない場合には、凍結保存し、できるだけ速やかに試験を行う。

(2) 試料の作成

採取した土壤を風乾し、中小礫、木片等を除き、土塊、団粒を粗碎した後、非金属製の2mmの目のふるいを通過させて得た土壤を十分混合する。

(3) 試料液の調製

試料(単位g)と溶媒(純水に塩酸を加え、水素イオン濃度指数が 5.8 以上 6.3 以下となるようにしたもの)(単位 ml)とを重量体積比 10%の割合で混合し、かつ、その混合液が 1,000ml 以上となるようにする。

(4) 溶出

調製した試料液を常温(おおむね 20°C)常圧(おおむね 1気圧)で振とう機(あらかじめ振とう回数を毎分約 200 回に、振とう幅を4cm 以上5cm 以下に調整したもの)を用いて、6時間連続して振とうする。

(5) 検液の作成

(1)から(4)の操作を行って得られた試料液を 10 分から 30 分程度静置後、毎分約 3,000 回転で 20 分間遠心分離した後の上澄み液を孔径 0.45 μm のメンブランフィルターでろ過してろ液を取り、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする。

4 ふつ素及びほう素については、次の方法による。

(1) 採取した土壤の取扱い

採取した土壤はポリエチレン製容器又は測定の対象とする物質が吸着若しくは溶出しない容器に収める。試験は土壤採取後直ちに行う。試験を直ちに行えない場合には、暗所に保存し、できるだけ速やかに試験を行う。

(2) 試料の作成

採取した土壤を風乾し、中小礫、木片等を除き、土塊、団粒を粗碎した後、非金属製の2mm の目のふるいを通過させて得た土壤を十分混合する。

(3) 試料液の調製

試料(単位g)と溶媒(純水に塩酸を加え、水素イオン濃度指数が 5.8 以上 6.3 以下となるようにしたもの)(単位 ml)とを重量体積比 10%の割合で混合し、かつ、その混合液が 500ml 以上となるようにする。

(4) 溶出

調製した試料液を常温(おおむね 20°C)常圧(おおむね 1気圧)で振とう機(あらかじめ振とう回数を毎分約 200 回に、振とう幅を4cm 以上5cm 以下に調整したもの)を用いて、6時間連続して振とうする。振とう容器は、ポリエチレン製容器又は測定の対象とする物質が吸着若しくは溶出しない容器を用いる。

(5) 検液の作成

(1)から(4)の操作を行って得られた試料液を 10 分から 30 分程度静置後、毎分約 3,000 回転で 20 分間遠心分離した後の上澄み液を孔径 0.45 μm のメンブランフィルターでろ過してろ液を取り、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする。